

公共放送の在り方に関する集中審議

[議事録 3/4]

- ・辞表取りまとめに関する事実確認
- ・放送法第55条第2項、放送法第53条に対する見解

吉川沙織君

今、経営委員長、そして監査委員から、それぞれ会長に対して二度にわたって注意を行った、この件に関して伺いたいと思います。

経営委員長は、1月28日及び2月25日、二度にわたり口頭注意を会長に対して行っておられます。拝見したんですが、一回目と二回目の注意でどの程度注意の強さが変わったのかが、私、判断できませんでした。一回目は、「公共放送のトップとしての立場を軽んじたものであると言わざるを得ません。改めて自分のおかれた立場を十分にご理解いただきたい。」二回目、「ご自身の置かれた立場に対する理解が不十分であると言わざるを得ません。」としており、大差がありません。むしろ二回目の方が注意の長さが短い上、一回目の方が強く注意なさっているようにも思えます。



そして、先ほど経営委員長からも御答弁ございましたが、3月11日の経営委員会では会長に申入れをされています。二度にわたって注意したことについて、注意せざるを得なかったのは誠に遺憾と会長への申入れをされるとともに、経営委員会としては一刻も早い事態の収拾に向けて自らの責任を自覚するとし、NHKとしては、国民・視聴者への説明責任を果たし、NHK 予算の今年度内の国会承認を実現すべきという認識を出席者全員で確認した、こう報道されています。

11日の経営委員会では会長の辞任そして報酬返上についての議論はなかったのか、あったかなかっただけで結構ですので、経営委員長に伺います。

参考人(浜田健一郎君)

ありませんでした。

吉川沙織君

1月25日の会長の就任発言に端を発して様々な混乱を来しているということは、これは紛れもない事実です。これに対しては、注意だけで、辞任や報酬返上など、日付のない辞表を提出していない会長本人の責任が全く問われないというのは何ででしょうか。

参考人(浜田健一郎君)

二度にわたって私どもは会長に対して注意を申し上げているわけで、それから、先ほど申しあげましたように、二度にわたって注意を申し上げたことは大変遺憾であるという意思表示もさせていただいております。

吉川沙織君

二度にわたった口頭注意、それから3月11日の申入れ、様々な取組をされているということは私も十分承知しています。ただ、理事全員が辞表を取られているんです。取材、報道、現場、全ての現場が会長の発言などで混乱の極みにあるのに、その原因も調査せず、一丸となりということ自体が、経営委員長の御見識自体問われることになるのではないのでしょうか。経営委員長あるいは監査委員の感想を伺います。



参考人(浜田健一郎君)

辞表の問題につきましては、会長は人事権は濫用するつもりがないと言っております。また、理事の任命、罷免に当たっては経営委員会の同意を得る必要がありますので、個別の人事が提案された段階で適切に判断してまいりたいというふうに考えております。

吉川沙織君

個別の人事が提案された段階で経営委員会としては判断をされると、こういう答弁だったかと思います。もちろん、今後どのような動きがあるか、私は存じ上げません。ただ、これだけ大きな問題になって、視聴者からの意見も、最初は10,000件だったのが、昨日から今日に関しても400件増えています。こうやって30,000件を超す状態になって、事態は収拾に向かうどころか混迷の度合いを深めているのではないかと私は思っています。

NHK 会長に対する経営委員全員のそれぞれこの問題に対する意思確認を行うべきではないかと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

参考人(浜田健一郎君)

先日の経営委員会でもかなりの時間にわたって意見交換を行いました。その時点での集約、到達点が、先ほど申しあげましたように、遺憾の表明、それから予算、それから経営委員会としては今後とも自律的に経営

委員会の機能を果たしていくと、その三点であったと思います。

今後とも、次回の経営委員会でも意見交換を行って、経営委員会としての機能を果たしていきたいというふうに思っております。

吉川沙織君



放送法第五十五条第一項に基づく経営委員会による会長の罷免の決定については、任命は9名以上の賛成が必要と法律に明確に書かれています。ただ、会長の罷免、経営委員会で行おうとするならば、過半数で議決できます。

経営委員長、会長は既に理事全員から日付のない辞表を取り付けています。もちろん、辞表は御本人がそこに日付を入れなければ無効ですから、辞表自体の

効力はないかもしれません。しかし、それが駄目なら会長の権限で罷免ができるのではないですか。経営委員会が同意すればできるのではないのでしょうか。

そこで、経営委員長にお伺いしますが、会長が放送法第五十五条第二項により理事を罷免するためには、辞表を書かせる以外にどのような方法があるのでしょうか。

参考人(浜田健一郎君)



お答えいたします。

放送法第五十五条第二項では、「会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。」と規定されていることは承知しております。

放送法では、会長が理事を罷免する手続を定めた条文はこれ以外にはないというふうに思っております。

吉川沙織君

一昨日の参議院予算委員会でも、この第五十五条の二項、会長が日付のない辞表を取ったこと、これは理事全員の勇気をもって、辞表を提出しました。2月25日の衆議院総務委員会で明らかになったから分かったようなものの、もしこれがずっと真実が明らかにならないまま、第五十五条二項、非行は認められないけれど

も、辞表を取っていることをいいことに全員首にするということもあり得たのではないかと考えています。

私は、いずれにしても、NHK の来年度予算案が国会を通過した後、前の会長時代に選任された理事が再任されないということも含め、罷免あるいは解任されるのではないかと懸念しております。そのときは経営委員会はどのようなスタンスを取られるのか、経営委員長に伺います。

参考人(浜田健一郎君)

仮定の御質問でございますのでコメントできませんが、我々は経営委員会としての職務を果たしていくまででございます。

吉川沙織君

仮定の話には答えられないとおっしゃって答弁回避をし、実際にそのような結果になったときに、後ほど申し上げますが、2 月中旬には会長から理事を総入れ替えすると聞いておられるはずですから、結果的にはその会長に手を貸して阻止しなかったことになるかもしれませんが、いかがでしょうか。

参考人(浜田健一郎君)

会長からそういう話は聞いておりません。

吉川沙織君

では伺いますが、第 1207 回経営委員会において全員出席の上しっかり議論して、「それでもなおかつ私は大変な失言をしたのでしょうか。」とおっしゃる会長の出処進退こそ判断していただくのが経営委員長としての当然の任務であると考えますが、いかがですか。

参考人(浜田健一郎君)

経営委員会としては、初井会長以下執行部が一丸となって今後とも NHK が放送法で定められた公共放送の使命を果たすよう求めているところでございます。

経営委員会といたしましても、会長の業務執行を監督する役割を果たすことが責務だと考えており、これに真摯に取り組んでまいります。

吉川沙織君

またこの件に関しては後ほども委員長の見解をお伺いしたいと思います。

会長が理事全員の辞表を会長就任当日に提出させたことについて、これからいろいろ伺っていききたいと思います。

会長は、2 月 26 日の衆議院予算委員会において、「こういうことは一般社会ではよくあることだと私は理解し

ております。」、こう答弁されていますが、会長のおっしゃる一般社会とはどこの社会のことでしょうか。

参考人(柳井勝人君)



お答えいたします。

ビジネスの世界のことを申し上げております。

吉川沙織君

日本商工会議所の三村会頭は、通常会社でそういうことが行われているということは聞いたことがない、異常な状況とされ、経済同友会の長谷川代表幹事は、三村会頭の一般的でないとの発言は正しいのではないか、経営を監視する取締役の発言の自由をあらかじめ制限することは適切ではない。さらに、元経団連評議員会議長で東芝相談役、現在日本郵政社長の西室氏は、一般社会で常識的に行われているとは思っていない、こうやっておっしゃっています。日本を代表する経済団体のトップや元幹部の皆さんがこぞって会長の発言を否定されています。NHK と同業の民放ですが、フジテレビの亀山社長も、普通の会社であることだという方が奇異に感じたと言及されておられますし、JR東海の山田社長も、初めて耳にした事例と述べています。

会長御自身も、昨日の衆議院総務委員会で、ユニシスの社長時代に辞表を取ったことない、そのようなことはないと言及されていますが、改めて伺います。会長がおっしゃる一般社会、どこの社会でしょうか。

参考人(柳井勝人君)

お答えいたします。

言うまでもなく、私はビジネスの世界でしか今まで時を過ごしておりませんので、そのことを申し上げていることは先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、私のコメントに対して高名な方々がそういうコメントをされておりますけれども、それはその人たちの個々の物の考え方であり、その人たちの経験によるものだと思っております。例えば、多くの会社は100年以上の歴史があるわけです。その中で経験したことがないからといって、それがあり得ないということでもない。

加えて申しますと、民間の会社というのは役員の任期は1年でございます。ですから、我々の二年とは違うわけでございます。



吉川沙織君

会長の任期、御自身……(発言する者あり)

委員長(山本香苗君)

御静粛に願います。

吉川沙織君

会長、御自身、今、任期2年とおっしゃいましたが、2年なんですか。

参考人(初井勝人君)

会長、副会長は3年でございます。

吉川沙織君

会長は放送法第五十三条を御存じでしょうか。

参考人(初井勝人君)

任期でございます。会長の任期、副会長の任期は3年でございます。

吉川沙織君

五十三条を御存じですかと伺ったんです。

参考人(初井勝人君)

任期が五十三条だったことは覚えておりませんでした、五十三条にそのように書いております。

吉川沙織君

今会長は会長御自身と副会長の任期だけについてしかお答えになりませんでした、放送法第五十三条は、「会長及び副会長の任期は3年、理事の任期は2年とする。」、こういうふうに明記されています。

昨日、3月13日の衆議院総務委員会で、会長は、今もおっしゃいましたが、民間の取締役は確かに任期が1年です、これを念頭にかどうかは分かりませんが、いずれは1年に変えた方がいいと思う、こう答弁されています。

第五十三条には、会長と副会長は3年、理事の任期は2年、こう書かれています。放送法を改正しようと思えば、この国会、この総務委員会で議論をしなければいけません、放送法を改正したい、こういう御意向なんですか。

参考人(初井勝人君)

私は、任期は 1 年の方がいいと申し上げて、それを本当に実行する際にはやはり放送法を変えていただかなくてはいけないので、そのときにはそれなりの手続を取るということでございます。

吉川沙織君

会長は放送法のことをよくおっしゃいます。でも、放送法はこの立法府でしか変えることができません。立法府の権限を侵すんですか。

参考人(初井勝人君)

私は、やはり民間と比較してのことを申し上げたわけで、ずっと私は放送法を遵守していくというわけでございますから、放送法がある限りにおいては、今のままである限りはそれをきちっと遵守していくつもりでございます。

吉川沙織君

放送法を遵守される、こうおっしゃるならば、なぜ昨日理事の任期いずれ 1 年にしようと思うとおっしゃったんでしょうか。

参考人(初井勝人君)

それは、やはり人事の弾力性とかですね、そういうことを含めて私の意見を申したわけでございます。

吉川沙織君

もうこれ以上繰り返しても仕方ありませんので、この五十三条に触れる前に会長が答弁されたことについて少し伺ってみたいと思います。

会長、辞表が、提出はよくあることと答えられたことについて、3 月 6 日の記者会見で、そういうことは聞いたことがないという話がされている、先ほども事例申し上げました、報道で聞くが、どういう意味合いで言ったのかという記者からの問いに対して、それはその人たちの経験に基づいて言っていると思うが、その方たちのことについてはコメントしないと答えておられます。その方たちのことを聞いているではありません。その方々と違うから会長の御経験を聞いているんです。



自分の言うことを聞けと言って辞表を取り、一般社会ではよくあることと言っておきながら、財界の重立った方々、先ほども高名な方々と会長御自身おっしゃいましたが、財界の重立った方々が聞いたことがないとお

っしゃっているのに、コメントされないというのは無責任ではないですか。その人たちの経験に基づいて言っていると思うと、御自身はこの方々と違う経験をされたようなことをおっしゃっていますが、例えば西室氏は会長と同じように民間の出身であり、その後、日本郵政や東京証券取引所など公的な職のトップをなさっており、このような人も、一般社会で常識的に行われているとは思っていないとコメントされています。

人の人事に関することを、それも普通一般には行わない異例なことをするには、普通以上の明確な理由があってしかるべきではないかと思います。それがコメントできないでは国会では通用しません。説明できないことをすること自体が独善的であると指摘せざるを得ません。

なぜ理事全員の辞表を日付なしで提出させたのですか、国民一般に分かるように御答弁いただければと思います。

参考人(初井勝人君)



辞表を、日付のない辞表を就任初日に出してもらいました。それは、分かりやすいようにとおっしゃいましたので言いますと、やはり新しい会長が来たときにもう一度心機一転、緊張感を持ってやってもらいたいという気持ちでございます。お笑いになりましたけれども、私は真面目にそのように考えて出してもらいました。何回もいろんな場で申し上げておりますが、私は、がゆえに、じゃ全員首だなんて言ったこともないし、そういう気持ちもありません。

それから、一つちょっと委員、お願いしたいんですが、もう少しゆっくりしゃべっていただけると、私もちょっともう少し分かりやすいんですがございます。

吉川沙織君

ゆっくりお話ししたいんですけども、あれもこれも聞きたいことございますし、会長の答弁が不誠実な場合が多々ございますので、どうしても、こちらも落ち着いて申し上げようと思っていてもそれがかなわないという事情も御推察いただければ有り難く思います。

先ほど、辞表を取ったこと、それから一般社会に関してビジネスのことだとおっしゃいました。これに関連して伺います。一昨日の参議院予算委員会での質問に対して、「これは緊張感を醸し出すためでございますけれども、同時に、私のマネジメントとしての、いわゆる、まあちょっと適当な日本語が出ませんけれども、そのために私はそういう辞表を預かったわけでございますが、」と答弁されています。

企業経営に関して辞表を取ることはマネジメントの一つなのか、会長の御見解を伺います。

参考人(柳井勝人君)

私が申し上げたかったのは、様々な民間企業や団体など、それぞれの組織におきましては、運営の在り方とか置かれた環境、企業風土によって経営の手法がそれぞれ違うということで、それぞれ適切な方法があるのではないかと考えているということです。

ただ、繰り返しになりますが、人事権を濫用することはありません。

吉川沙織君

辞表を取る、辞表を取るということは、罷免権をちらつかされて威圧されプレッシャーを受け、常に罷免されるかもしれない、こういう不安の中で、緊張状態の中で業務に集中しろ、こう言われているのと同じです。これが普通の一般社会の理解だと私は思っています。普通であれば、この業界、何も分からない大きな公的機関のトップに就くのだから、会長御自身が緊張感を持って、任命権者である経営委員会の長である経営委員長に、何をやらすか分からないから日付を入れない辞表にサインをして事前に提出して決意のほどを示すというのが普通の一般社会でないかと思っています。



会長がやりたいようにされるために、人事権は濫用しない、これも何度もおっしゃっているのは私も理解しております。ただ、会長がやりたいようにするために辞表を取ったのではないか、これが私自身の受け止めです。

組織体、特に企業などは継続が前提だと思います。会長の得意な英語で言うゴーイングコンサーン、そういう意味だと思います。ただ、前の会長が選ぼうが、前の人事を否定しては、これは組織は継続しません。組織は前の人の仕事や積み残し案件に取り組みながら発展していくものです。前の人が決めた理事を否定するという事は、私は組織の崩壊につながると考えます。

ところが、会長は、先ほどから申し上げておりますとおり、就任日の1月25日に臨時役員会で、あなた方は前の会長が選んだ、今後の人事は私のやり方でやると述べたとの報道がありますが、会長、これは事実でしょうか。

参考人(柳井勝人君)

そういう事実はございません。私は役員に、これからの人事は自分がやるから言うことを聞けとか、そういうことは一切言っておりません。

吉川沙織君

本当に一切そのような趣旨のことも。もちろん、私はその役員会に出られませんので分かりません。理事の方々も存じ上げませんので分かりません。ただ、辞表を取った、日付のない辞表を提出させたという事実はあります。それを取るに当たって、ではどのような理由でその辞表を集められたんですか。

参考人(勅井勝人君)

ただ辞表を書いてくださいと、こういうふうに申し上げました。そして、みんなで一緒にやろうと、こういうふうに申し上げたわけでございます。

続きの議事録(4/4)は、[こちら](#)です。